

# 定款

一般財団法人 AI・量子国際振興財団

令和7年1月1日作成

# 一般財団法人 AI・量子国際振興財団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人AI・量子国際振興財団と称し、英文では AI・Quantum International Emerging Foundation と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人工知能(以下「AI」という)や量子技術等を中心とする情報技術分野の革新的進歩を奨励し、もって世界の平和及び社会経済の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- AIの普及支援
- 量子技術の研究に対する助成及び情報提供
- AI及び量子技術等情報技術分野に関するシンポジウム及び講演会の開催
- AI及び量子技術の社会実装の為の総合的支援
- 情報技術分野に対応する人材の育成の支援
- 海外企業との連携、誘致、合併等に関する支援
- 新しいデジタル社会に相応しい規範及び社会秩序の構築
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は主として本邦及び海外で行う。

## 第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

氏名 半崎一広

住所 東京都江東区有明一丁目4番20-3236号

財産 金銭 価額 3000万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第5条の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の特別決議を要する。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産は、代表理事が管理及び運用し、その方法は、理事会の決議を経て定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度開始の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備えおくものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、評議員会の承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備えおくとともに、定款を主たる事務所に備えおくものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員3人以上5人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の要件を満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

4 評議員の互選により、評議員長1人を定める。

5 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 評議員として相応しくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選出された評議員の任期は、退任した評議員の任期が満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りないときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員の報酬等は、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 残余財産の処分
- (8) その他、評議員会で決議を要するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第18条第4項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外は決議することができない。

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があった場合は、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

5 前項にかかわらず、評議員全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく、評議

員会を開催することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は評議員長がこれに当たる。評議員長に事故あるときは、出席評議員の互選により議長を選ぶ。

(定足数)

第20条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案の決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印、若しくは電子署名しなければならない。

## 第6章 役員

(役員の数)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この業務を執行する。
- 3 代表理事は、6か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その事実を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議により定める。

(取引制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する理事又は監事(理事又は監事であった者を含む)の責任を、法令の限度において免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条の規定により、理事(業務執行理事又はこの法人の使用人でない者に限る)及び監事との間に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第113条で定める最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) その他理事に委任することができないものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、理事の協議により理事会を招集する理事を決定し、その理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、理事の互選により議長を決定する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印若しくは電子署名する。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の不配分)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第10章 会員

(会員の種類)

第43条 この法人の趣旨に協賛する者は、理事会の決議を経て、会員になることができる。

2 会員に賛助会員及び特別会員を設ける。賛助会員及び特別会員となるために必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

## 第11章 委員会

(委員会)

第44条 この法人に、任意の機関として委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て定める。但し報酬については、評議員会の決議による。

## 第12章 顧問

(顧問)

第45条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、この法人の重要事項について、代表理事の諮問を受け参考意見を述べる。

4 顧問に対し、評議員会の決議を経て報酬を支給することができる。

5 顧問に関する必要な事項は、第4項を除き、理事会において決議する。

## 第13章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員の任免は、理事会の承認を経て代表理事が行う。

4 職員は有給とする。

5 その他、事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て定める。

(備付書類及び帳簿等)

第47条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 許可、認可の書類
- (3) 登記に関する書類
- (4) 理事、監事及び評議員の名簿
- (5) 理事会及び評議員会の議事録
- (6) 財産目録
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 事業計画及び収支予算書等
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

## 第14章 附則

(委任)

第48条 この定款に定める事項のほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

(設立時の評議員)

第49条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 矢島進 橋本翔 半崎航平

2 この法人の設立時評議員長は、矢島進とする。

(設立時の役員)

第50条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 末松広行 天野篤 半崎一広

設立時監事 坂井謙太郎

(最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般財団法人 AI・量子国際振興財団設立のため、設立者 半崎一広の定款作成代理人である司法書士 小山毅は電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和7年1月1日

設立者 半崎一広

上記設立者1名の定款作成代理人

東京都渋谷区代々木一丁目 54 番 2 号ナリオカビル 2 階  
司法書士 小山毅